

Title	インド核問題をめぐる米国の対応、一九六四—一九六八年： インドに対する「安全の保証」の模索と限界
Sub Title	The U.S. policies toward Indian weapon problem, 1964-1968 : "security assurance" for India and its limitation
Author	坂本, 正樹(Sakamoto, Masaki)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内 『法学政治学論究』 刊行会
Publication year	2017
Jtitle	法學政治學論究 : 法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.115, (2017. 12) ,p.177- 209
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20171215-0177

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

インド核問題をめぐる米国の対応、

一九六四—一九六八年

——インドに対する「安全の保証」の模索と限界——

坂 本 正 樹

- 一 はじめに
 - 二 核兵器をめぐる米印関係
 - 三 中国核実験後の「インド核問題」の深刻化
 - (一) トンプソン委員会報告
 - (二) ギルバトリック委員会報告
 - 四 「安全の保証」問題の検討
 - (一) インド・米両政府による声明案
 - (二) 国連決議案
 - (三) アジア核共有構想
 - (四) NSAM三五五号
 - 五 対ソNPT交渉におけるインドへの「安全の保証」の模索
 - (一) 米印関係の迷走とNPT
 - (二) NPT交渉下の「安全の保証」問題
- (三) 安保理決議第二五五号とその限界
六 おわりに

一 はじめに

一九六四年一〇月に中国が初の核実験に成功すると、米政府内ではこれが中国の周辺国、ひいては世界的な規模での核拡散を招く危険性があるという懸念が強まり、国際的な核不拡散合意の成立と個別の潜在的な核保有国への対応の双方が喫緊の課題となった。こうした懸念の対象として注目された国家の一つがインドであった。中国と深刻な対立関係にあり核兵器開発に十分な原子力技術を持つインドは、中国の核実験の影響で核兵器開発に踏み切る可能性が最も高い国家であり、パキスタンとの対立関係からさらなる核拡散の連鎖を招く危険性もあった。

ソ連との間で交渉が進められていた核不拡散条約 (NPT: Nuclear Nonproliferation Treaty) へのインドの参加を図る上で、核兵器開発の可能性を放棄する対価としてインドが求めたのが、中国の核の脅威に対する信頼性のある「安全の保証」であった。¹⁾しかし、冷戦対立において非同盟中立主義を貫くインドに対して、いかなる形式で信頼性のある「安全の保証」を提供できるのかという問題をめぐり、米政府内で様々な方策が検討されることになる。最終的に米国が選んだのは、安全保障理事会決議によって、核攻撃や核の脅しを受けた非核保有国に対して核保有国が共同で責任と義務を負うと宣言する方法であった。しかしながら、インドはこの対応に納得しなかった。一九六八年五月、NPTの締結に合わせて、安保理決議第二五五号が採択されたが、インドは非常任理事国としてこの決議を棄権し、現状におけるNPTへの不参加を表明したのであった。

インドの核兵器開発については膨大な研究蓄積が存在するが、その圧倒的多数を占めるのは、インド・パキスタンの核実験により南アジアにおける核戦争の緊張が高まった一九九〇年代後半以降に書かれた現状分析や政策提言的な論稿であり、本稿が対象とする一九六〇年代は相対的に日陰に置かれてきた傾向がある。²⁾もちろん、一九六〇年代の

インド核兵器問題も、NPT成立過程という異なる視点からその重要性は認識されてきた。それらの研究では、インド核兵器問題に関する米政府の対応やNPT不参加を決定するに至るインド政府の決定が包括的に論じられている。⁽³⁾しかしながら、それらの研究は、NPTの条文をめぐる交渉過程や核保有国と非核保有国の衝突といった大きな絵図に関して優れた知見を提供している反面、米政府内において議論された「安全の保証」をめぐるさまざまな選択肢がいかにして最終的に安保理決議という方策に至ったのかについて十分に説明しているとは言い難い。特に、本稿でみるように米国によるインドへの「安全の保証」政策は、この時期のアジアにおける冷戦政策に大きな影響を受けたが、この点についてこれまで十分な議論が提供されてこなかった。本稿の主要な目的は、安保理決議第二五五号に至る過程において、アジアにおける冷戦の展開が、米政府の検討過程や決定にどのように影響を及ぼしたのかについてを明らかにすることにある。

二〇一五年の『国際安全保障 (International Security)』誌において、米国の研究者ギャビン (Francis J. Gavin) は、第二次大戦後の米国が、(一)競合する大国の封じ込めと、(二)貿易・資源・資本流通促進のための世界の政治経済システムの開放という二つの戦略とは異なる大目標として、核兵器の拡散防止・対抗を目的とする「抑制戦略 (Strategies of Inhibition)」を追求してきたと述べ、この政策の重要性を主張した。加えて、ギャビンはこの抑制戦略が条約締結等に限らない多種多様な手段により遂行されてきた点、他の戦略目標に対してしばしば一定の競合関係を持つことがあった点を指摘している。⁽⁴⁾核不拡散政策の枠組みにおける潜在的核保有国への「安全の保証」という問題は、欧州における核共有構想等に関して研究が進む一方、それ以外の地域において十分な関心が払われてきたとは言い難い。また、ギャビンが指摘するような核不拡散政策と他の政策目標との競合関係が、核不拡散政策に対してどのような影響を及ぼしてきたのかという点についても研究の余地が多く残されている。本稿においては、一九六〇年代後半のインド核兵器問題に対する米政府の対応への分析を通して、このような研究史上の課題にもアプローチを試みる。

二 核兵器をめぐる米印関係

一九六〇年代に入るまで、米国によるインドの原子力開発計画への関心は、あまり大きなものではなかった。一九五〇年代末からソ連がインドへの経済攻勢を強めるにつれて、米政府内では原子力開発への支援をソ連の動きへの対抗策にするべきであるという提言も出ていたが、米国内では非同盟国であるインドよりも他の同盟国への援助を優先するべきであるという考えが強く、大きな動きにはつながらなかった。⁽⁵⁾

ケネディ (John F. Kennedy) 政権期になると、こうした消極的な姿勢に徐々に変化がみられるようになる。⁽⁶⁾ 特にこの時期から南アジアにおける米政府の政策的関心がソ連との経済援助競争だけでなく軍事的な冷戦対立の性格を帯びるようになってきたことは見逃せない。その大きな要因は、南アジアにおける中国の脅威の増大である。中国とインドはヒマラヤ山脈地域の国境線をめぐり一定の緊張状態にあったが、一九五九年に両軍の武力衝突が起きると、両国の対立は一層深刻なものになった。こうした中で、核兵器開発計画を進める中国に対して強い懸念を抱いていたケネディは、インドが増大する中国の脅威への対抗勢力として機能することに期待を抱くようになったのである。

この時期の興味深い文書として、一九六一年九月一三日に國務省政策企画評議会 (PPC: Policy Planning Staff) のマギー (George McGhee) が國務長官ラスク (Dean Rusk) に提出した覚書がある。この覚書において、マギーは将来的な中国の核実験が周辺国へ及ぼす心理的影響を緩和するために、インドの核兵器開発を支援することを提言した。この提言は、南アジアにおいてインドを支援することで中国の影響力を抑えようとする米国の冷戦政策を顕著に反映したものであった。⁽⁷⁾ とはいえ、このようなマギーの考えは、必ずしも政府内で主流となる考え方はなかった。少なくともこの時点において、ラスクはマギーの提案が核不拡散政策に及ぼす悪影響を冷戦政策の視点からみた利益よりも

重要視していた。⁽⁸⁾ ただその一方で、政策企画評議会からは、来たる中国の核実験の心理的影響を抑えるために、日本やインド等のアジア周辺国における原子力技術開発の促進を図る必要性が引き続き提言され、中国への対抗馬としての役割をインドに求めるための方策については、政府内で検討が続けられることになったのである。⁽⁹⁾

このため、一九六二年一〇月二三日にヒマラヤ山脈地帯の中印国境線近郊において中国軍とインド軍の全面衝突が起きると、米政府はこれを西側陣営にインドを引き入れる千載一遇の機会と考えた。⁽¹⁰⁾ 一月一日、米国は、インドに対する軍事援助を公式化する外交文書を交換したが、政府内ではこうしたインドの窮地に対して、直面する中国軍への対処だけでなく、長期的な米印関係強化を目的とするさらなる処置に関する検討が進められた。⁽¹¹⁾ 一月二二日から三〇日まで、ハリマン (Averell Harriman) を中心とする調査団がインドを訪問し、現地を視察した上での報告を行った。このハリマン調査団の報告は、現在の状況が模索されてきたインドとの関係強化のための貴重な機会を提供していると評価した上で、特にインド軍の弱点である防空戦力の面で援助を行うことを提言していた。⁽¹²⁾

一方で、この時点でインドの核兵器開発に関する懸念が米政府内で議論に上がることはほとんどなかった。一九六三年七月に米印原子力協定が締結されたが、その内容は原子力の平和利用に限定されたものだった。また、ハリマン調査団の報告以降、米政府内では長期的な米印関係強化を目的とするインド援助策が検討されたが、議論の中心は航空戦力に欠けるインドへの防空支援であった。⁽¹³⁾ ただ、こうした防空援助もまた、将来的な中国の核脅威に対抗するという長期的な影響力への配慮をもってインドに施されていたことについては留意しておく必要がある。すなわち、中国が核兵器の運搬に関して航空機を用いる限りにおいて、インドの防空戦力充実は、都市部への核攻撃を防ぐ有効な手段であると考えられていたのである。

以上のように、中印国境紛争以降、米政府は積極的にインドとの関係強化を図った。しかし、そうした接近にもかかわらず、インドはあくまで非同盟中立の基本姿勢を維持することに固執した。一九六三年七月の米英印防空協定は、

「事実上の軍事同盟」とする一部メディアの報道とは裏腹に、米政府の期待するようなインドの西側同盟への編入に結びつくものではなかった。⁽¹⁴⁾ このため、一九六三年夏までに、米政府はインドが西側の正式な軍事同盟に参入する意思がないことを認めざるを得なかったのである。⁽¹⁵⁾

三 中国核実験後の「インド核問題」の深刻化

(一) トンプソン委員会報告

一九六四年一〇月の中国による核実験成功は。すでに一九六一年頃から、米政府内では将来的な中国の核実験の可能性とその影響に関する報告が複数挙げられており、この問題に特に強い懸念を抱くケネディ大統領と彼の後を引き継いだジョンソン大統領の両政権において、様々な対応策の議論が進められた。⁽¹⁶⁾ 特に一九六四年以降、中国による核保有が現実味を帯びるにつれて、問題となったのがインドによる核兵器開発の可能性であった。

この頃までに、インドはすでに核兵器を開発するに十分な技術力・経済力を有していたが、原子力エネルギーの運用はあくまで平和利用目的のみに限定されていた。一九六三年七月に締結された米印原子力協定においても、インド国内の原子力発電所に用いる核資源には厳しい保障措置(セーフガード)⁽¹⁷⁾ が施されていた。また、インドは翌八月五日に調印された部分的核実験禁止条約にもいち早く参加を表明しており、国連における核兵器廃絶運動にも積極的であった。

しかし、こうしたインド政府の核兵器に対する抑制的な姿勢にもかかわらず、米政府内では中国の核保有が隣国であるインドの安全保障意識に及ぼす影響力への懸念からインドが核兵器開発の道を進まないようにするために、何ら

かの処置が必要であるという認識が高まっていた。特に軍縮・軍備管理問題の議論の中心となった長官委員会 (Committee of Principals) では、一九六四年夏までに核不拡散政策においてインドを高い優先順位に置くことが合意された。そして、八月下旬に、この問題に関して國務省のトンプソン (Llewellyn Thompson) を長とする委員会 (トンプソン委員会) が設置され、さらなる検討を行うことが決定されたのである。¹⁸⁾

興味深いことに、このような核拡散の懸念という視点からインドへの注目が集まる一方、政権内には逆に中国の核実験がもたらす影響力への抑止力として、逆にインドの核兵器保有に対する期待を示す意見も存在した。特に國務長官のラスクは、一九六四年六月一六日の軍備管理軍縮局 (ACDA: Arms Control and Disarmament Agency) スタッフらの会議において、中国が核兵器を保有した場合にその対抗勢力としてインドの核兵器保有を米国が支援または容認する可能性に関して、少なからぬ関心を示していた。これは、一九六一年にマギーが提起した議論を引き継いだものであり、当時ラスク自身が述べたように、米政府の核不拡散政策の方針に反するものであった。しかし、ベトナムにおける抗争が深刻化する中、アジアにおける冷戦対立において中国の核実験がもたらす影響力は見過ごすことのできないものとなっていた。ラスクは、「現時点において、中国が核兵器を獲得した場合に、他国、特にインドが核兵器を保有することについて我々が反対するか否かについては、いかなる政府見解も存在しない」という点を指摘した。ACDAのフィッシャー (Adrian Fisher) らの消極的姿勢にもかかわらず、ラスクはこの問題について設置されたトンプソン委員会でも検討することを要請したのである。¹⁹⁾ このようなラスクの考えは、潜在核保有国としてインドへ懸念を向ける核不拡散政策の視点とは異なり、中国の封じ込めという冷戦政策の視点からインドに対して期待を抱くものだった。

一九六四年一〇月一四日、トンプソン委員会は「インド核問題——推奨される行動方針」と題する報告書を長官委員会に提出した。この報告書は、インドの核兵器問題への対応策について、(一)インドの核兵器能力開発を支援する、

(二)経済制裁等の手段によりインドが核兵器開発の道を歩むことを防ぐ用意をする、(三)原子力開発を平和目的のみに限定するというインドが表明している現状の政策を後押しする、(四)インドの核政策について二国間関係では何も取り組まない(多国間の核不拡散合意形成のみを追求する)、という四つの選択肢を示した上で、(三)の選択肢を採用することを提言していた。さらに具体的な行動として、軍縮・軍備管理政策における協力や他国政府との連携等の他に、平和利用目的に限定した原子力領域を中心に科学技術開発の支援を模索すること、そして、インド政府に対して中国による攻撃があった場合の米国による支援の保証を提案したのである。²⁰⁾

報告書における、「(一)インドの核兵器能力開発を支援する」に関する箇所は、先に述べたラスク國務長官の見解への応答であった。この分析において、報告書は、まず米国の支援の有無とは関係なく、「インドが核を保有する」という事態の正の側面として、(一)中国の核保有が周辺地域に引き起こす政治的・心理的影響の緩和、(二)インドの政治的・心理的地位の増進と核保有による中国の核攻撃の抑止、(三)インドのシャストリ新政権の国内における地盤の強化、(四)核兵器に対する一種のステイグマの緩和、という四点を挙げており、一方で、負の側面としては、(一)印パ関係の悪化、(二)中ソ国境におけるインドの冒険的行動を支持する世論の増加、(三)インドの経済成長への悪影響の可能性、(四)核運搬技術に関してインドがソ連に接近する可能性、(五)現状の核不拡散政策との不和、という五つの点を指摘していた。そして、これらの要素を総合的に評価して、インドの核保有は米国の国益に適わないと結論づけていた。また、米国が積極的にインドの核保有を支援するという提案についても、それがインドの核開発に対する米国の影響力確保につながる可能性を評価しつつも、現行の核不拡散政策に大きな修正を迫るという点と、インドが非同盟中立主義を貫く限り実行可能性が低いという点等から、この提案を退けたのである。²¹⁾

(二) ギルパトリック委員会報告

トンプソン委員会報告の二日後の一〇月一六日、中国はついに核実験に成功する。同日に報告を受けたジョンソン大統領は直ちにあらかじめ準備していた声明を発表した。声明において、ジョンソン大統領は、たとえ中国が有効な核攻撃能力を得たとしても、米国はアジア諸国の要求に応じて中国の攻勢に対して支援を行う準備があることを改めて強調した。⁽²²⁾ さらに、一八日のラジオ・テレビ演説において、米国が核兵器のこれ以上の拡散に反対することを改めて表明すると同時に、「核兵器の獲得を指さない国家に対して」という条件を加えて、改めて米国が核の脅迫を受けた国家に強力な支援を提供することを宣言したのである。⁽²³⁾

中国の核実験成功の報を受けたインド政府は、これを「人類全体に対する脅威」であると非難しながら、インドには核兵器保有の意図はないことを改めて表明していた。⁽²⁴⁾ しかし、その一方で駐印大使館から米政府への電信の中には、インド外務省中国局からインドの核兵器開発を推奨する提言書が提出されたという報告や、シャストリ (J. Shastri) 首相が原子力技術開発スタッフに核兵器開発に向けた準備段階を開始する指示を出した疑いがあるという報告も上がっていた。⁽²⁵⁾ また、インド政府高官からも、ネルー (Jawaharlal Nehru) 前首相と比べて政権地盤の弱いシャストリがどこまで核兵器開発の圧力に耐えられるかを不安視する声が伝えられていた。⁽²⁶⁾ 一連の報告は、米国がインドの核兵器問題への具体的な対応策の検討を急ぐ必要があるという認識を強めるものであった。

一九六四年一月二三日、長官委員会の会議において、ラスクは基本的な問題として、今後一〇年において米国は他国が核兵器を獲得しようとすることに反対するべきかという質問を発し、中国に対する核抑止力をインドや日本等の国の独自核戦力や極東における米国供給の核備蓄によって代替する考えの是非を検討するべきであると提案した。同席した国防長官のマクナマラ (Robert McNamara)、ACDA長官のフォスター (William Foster) らはこの考えに対

して基本的に否定的な姿勢をとりつつも、それらの提案やそもそもの核不拡散の望ましさに関してこの機会に改めて検討する必要性を認めた。これらの問題については、新たに設置された「核不拡散に関する委員会（通称ギルパトリック委員会）」において検討を行うことになったのである。⁽²⁷⁾

様々な先行研究が指摘するように、一月二五日の国家安全保障措置覚書 (NSAM: National Security Action Memorandum) 三二〇号によって設置されたギルパトリック委員会はジョンソン政権における核不拡散政策の一つの転機となったが、委員会の報告はインド核兵器問題への対策検討においても大きな意味を持った。⁽²⁸⁾ 特に重要であったのは、核拡散問題が米国の国益に対して深刻な悪影響をもたらすことを改めて確認し積極的な核不拡散政策の実行価値を再評価する中で、インドの核兵器保有に関心を残すラスクらの考えに対して明確に反対の意見を述べたことである。⁽²⁹⁾

そもそも、インドの核兵器保有を認めるというラスクらによる核拡散の「選択的容認論」の考えの背景には、第一に核拡散問題に対して米国が行使できる力の限界への懸念があった。一九六五年一月七日のギルパトリック委員会会議において、同席したラスクは「米国が核拡散問題に声高に反対することは容易だが、インドや日本の首相はこの問題に対して全く違う見方を持っているだろう」と述べた。⁽³⁰⁾ 先述の長官委員会における発言と合わせて、中国が核を保有した現状において、インド・日本といった周辺の主権国家が自国の安全保障のために核保有を考慮することは必然かつ当然のことであり、このような流れを止める道理と実行能力がどこまで米国にあるのかという点に関して、ラスクが疑問を捨てきれずにいたことがわかる。⁽³⁰⁾

前述のような認識は、同時に核不拡散問題をどこまで優先的な政策課題としてとらえるべきかというラスクの疑問にもつながった。同じ一月七日の会議において、ラスクは、過去にフランスと中国が核兵器開発を進めた時にも米国がそれらを全力で止める努力はしなかったことに触れ、核不拡散問題は米国の対外政策において他の全てに優先する

課題ではないと発言している。⁽³¹⁾問題は、核拡散が米国の安全保障にとってどこまで深刻かつ喫緊の事由なのか、必要の場合に冷戦政策をはじめとする他の課題をどこまで犠牲にする価値があるのかという点だった。

一月二日に提出されたギルパトリック委員会の報告書は、以上の問題に関して、この時点における一つの結論を出すものであった。報告書は、核兵器の拡散が米国の安全保障にとって深刻な脅威であること、そしてこの問題は「取り返しのつかない地点 (point of no return)」に急速に近づいており迅速な対応が求められる喫緊の課題であると述べていた。こうした認識に基づき、報告書は、同盟問題等の関係する政策を取り扱うそれぞれの政府部署が、核不拡散に今までよりも大幅に高い優先順位を与えた上で、政府全体で連携してこの問題への取り組みを強化していくべきであると提言した。また、インドの核保有を検討するラスクラの考えに対しても、「中国の核兵器に対抗させるためにインドや日本の核兵器を受け入れようと考えているものもあるが、我々は核兵器の拡散がそれだけで留まるものであるとは考えない。核兵器を製造するというインドや日本の決定は、パキスタン、イスラエル、アラブ連合共和国といったほかの国による同様の決定の連鎖反応を生む可能性が高い」と述べ、明確に反対の見解を提出したのである。⁽³²⁾

ギルパトリック委員会の報告は、政府内において存在していたインドの核兵器開発を支持する核拡散の「選択的容認論」に対して明確な反対の見解を示した。それは、核不拡散政策を現時点における米政府の対外政策の優先課題にするべきと考える委員会の方針に基づく意見だった。その後、ギルパトリック委員会報告は同盟国への影響等を懸念したジョンソン大統領の指示で極秘文書扱いとなるが、前述のような核不拡散政策およびインド核兵器問題への対策に関する提案は、核拡散問題への懸念が深まる政権内において基本的な方針として受け入れられた。⁽³³⁾これ以降、米政府によるインド核兵器問題への取り組みは、特にインドに対する核攻撃に際しての「安全の保証」をめぐる交渉という方針に注力していくことになる。

しかし、その一方で、核不拡散政策を米政府の最優先課題として捉えるべきだと説くギルパトリック委員会の見解

が、政府内で様々な反応を引き起こしたことに留意する必要がある。そこには、核不拡散政策を最優先の課題と位置づける委員会の提言が同盟国へ与える政治的な影響を懸念する意見が多数あったが、そうした外部への影響という問題のみならず、核拡散政策を政府の最優先の課題とするという考え自体に疑問を残す者が委員会のスタッフにさえ存在した。⁽³⁴⁾ その意味で、ギルパトリック委員会の報告は、政権内における核不拡散政策の重要性を引き上げる契機にこそなったが、核不拡散政策と冷戦政策をはじめとする他の対外政策との競合性は、引き続き継続したのである。

四 「安全の保証」問題の検討

(一) インド・米両政府による声明案

中国の核実験以降、インドは核の脅しに対する「安全の保証」を求める動きを強めていた。一九六四年一月三日にフォスターと会談を行ったネルー (B. K. Nehru) 駐米大使は、中国の核実験によってインド国内における核兵器開発への圧力はますます強くなるだろうことを吐露し、この問題に関する米政府の見解を求めた。フォスターは、一月一八日のジョンソン大統領による演説で米国が核の脅しを受けた国家に対して支援を約束していることに言及したが、ネルー大使は「中国が攻撃を受けた際に支援を行うことをソ連が表明していたら、米国は中国を攻撃して我々に救援を出すことはないだろう」と手厳しく切り返した。⁽³⁵⁾ こうしたインド側の動きも考慮して、一九六五年一月二日のギルパトリック委員会報告では、インドに対して信頼性ある「安全の保証」の提供を行うべきであるという提案が行われ、その具体的な方策について政府内で検討が進められることが提言されていた。

しかし、このような検討において大きな問題となったのが、インドの非同盟中立主義であった。米国は同盟国であ

る日本や西ヨーロッパ諸国に対しては、正式な「核の傘」の提供を保証することができた。だが、冷戦対立において非同盟中立主義を維持する限り、インドに対して同盟国並みの「核の傘」を提供することはできない。このため、具体的な軍事行動の約束や核兵器の配備といった要素を伴わない範囲で、可能な限り信頼性の高い「安全の保証」を提供する方策が求められたのである。

こうしたインドへの「安全の保証」策として、一九六五年二月二五日にトンブソンが配布した報告書は、米国・インド両政府による声明発表を提案した。⁽³⁶⁾ トンプソンの提案は、インド政府が非核保有国の代表として、核保有国から核攻撃の際の「安全の保証」を求める声明を出してもらい、これに呼応するかたちで、米政府側が核保有国の代表として非核保有国に対する「安全の保証」に関する声明を出すというものだった。これは、先に述べたインドの非同盟中立主義に配慮した、米政府からの最大限の「保証」であるとトンブソンは考えていた。米国の声明は、「一般的な非核保有国」への保証という体裁をとりつつ、インド側の声明に呼応するかたちで発表されることで、実質的にはインド単体への特別な配慮を示すことができる。⁽³⁷⁾ 正式な同盟関係を介した「核の傘」を提供することができない以上、これがインドに対する米国の「安全の保証」としては現状最大限のものであるというのがトンブソンの考えであった。一方で、こうした文言は、インドの中国に対する冒険的な行動を誘発するような影響を生まないようなものにすることがないように注意深く検討された。作成過程において報告書を読んだPPCのロストウ (Walt Rostow) は、インドや国民党中国に「狩猟許可証 (Hunting License)」を与えることになつてはならないという点について強調していた。中国に対するインドの軍事力の劣勢を考えれば、インドが冒険的な行動に踏み切る可能性は小さかったが、インド国内には一九六二年の中国による国境侵攻以来、巻き返しを唱える声も強く、そうした世論に無用な勢いを与えることは避けるべきであるというのがロストウの見解であった。⁽³⁸⁾

このような検討を進める一方で、米政府は一九六五年三月にインド訪問を控えたハリマンに対してシャストリ首相

の考えを確認して行く仕事を与えた。先に述べたように、一九六四年一〇月一六日と一八日のジョンソン大統領による声明及び演説において、非核保有国が核攻撃の危機にさらされた場合に米国が支援を行うことは公言されていた。

しかし、このジョンソン大統領の声明に対して、インド政府からの直接の公式見解は依然として発表されていなかった。このため、ハリマンには、「安全の保証」問題に関するインド政府側の意向を探り、一九六四年一〇月のジョンソン大統領の声明が当然インドにも適用されることや、必要であれば中国の核兵器に対する太平洋の米軍の軍事展開に関する情報提供の意思があることを伝えることが指示された。一方で、検討段階にあったインド・米政府による声明発表案への言及は、ハリマンへの指示には含まれなかった。⁽³⁹⁾

三月五日、シャストリと会ったハリマンは、米国の核不拡散政策への協力を求めるとともに、ジョンソン大統領の一九六四年一〇月の声明に言及し、核の脅しを受けたアジア諸国に対して支援を提供することを改めて強調した。シャストリは核不拡散の重要性について賛同しインドに核兵器開発の意思がないことを伝える一方、それゆえに核の脅威に晒された際に軍事同盟に加わることでできないインドの防衛を核保有国がどのように保証するかが、インド政府にとってのもっとも重要な問題であると述べた。この目的の達成方法について、シャストリは具体的な考えは持っていないとしつつ、一つの方策として核保有国による共同声明に関心を示していた。⁽⁴⁰⁾

四月六日、トンブソンは、インド核兵器問題において「安全の保証」がもっとも重要な要素であることを改めて強調した上で、予定されている六月上旬のシャストリ訪米に向けてインド・米政府の声明案を詰めるべきであると提言していた。シャストリは五月にソ連訪問も予定しているため、場合によってはインド側の期待するようなソ連と米国双方からのインド政府への「安全の保証」声明の検討も期待できるかもしれないとトンブソンは考えていたのである。しかし、シャストリ訪米の予定は、前後して予定されていたパキスタン大統領アユブ (Ayub Khan) の訪問とともに急遽延期されることになった。これは、特にベトナムにおける米国の動きに批判的な両国首脳の訪米が、議会で

審議中の対外援助法修正案の通過の妨げとなる可能性をジョンソン大統領が懸念したためであった。⁽⁴⁾ このため、インド・米政府による声明案は政府内での検討を続けつつもインド政府への提案は見送られることになったのである。

(二) 国連決議案

シャストリ訪米が延期される中、一九六五年四月七日に、國務省国際機構問題局の局長クリーブランド (Hartland Cleveland) から、インド・米政府声明とは別に「安全の保証」を行う方策として国連決議を用いる案が提起された。これは、非核保有国が核攻撃の脅威に晒された場合に、国連加盟国全体を対象となつた国への支援を約束するという国連決議の提案だつた。この方法は、米ソ両国を含めた国連加盟国全体での合意という形をとることで、ソ連の報復意志が米国によるインドへの「安全の保証」を相殺する可能性を軽減することができること、また仮にソ連からの賛同が得られない場合でも、この問題に関するソ連の姿勢を推し量ることができるという利点が挙げられていた。加えて、国連決議の義務は加盟国全体の共同義務となるため、米国は一九六四年一〇月のジョンソン大統領による演説以上のコミットメントをインドに対して行う必要がない。報告書を長官委員会メンバーに配布したトンプソンは、仮にこの提案が採用されない場合でも、国連において加盟国がこの問題に真剣に集中するきっかけとなる点だけでも価値があると評価していた。⁽⁵⁾

国連決議案自体とは別に、この提言書の重要な点は、正式な同盟を介さないインドへの「安全の保証」の信頼性を十分に確保するためには、ソ連との協力が不可欠である点を明記したところである。それは、インド政府が「非同盟中立主義」の維持にこだわり、「安全の保証」に関しても東西両陣営からの均衡のとれたコミットメントを求めたからということもあるが、同時に、たとえ西側単独での「安全の保証」措置をインドが受け入れたとしても、中国の核の脅しに対して十分な信頼性を確保できないためでもあった。一九六〇年代以降、中ソ関係は急速に悪化しており、

中国・インド間の対立に関してソ連は明確な姿勢を見せずにいた。⁽⁴³⁾しかし、中ソ間の同盟関係が維持されている以上、米国がインドに対して支援を保証したとしても、それはソ連によって相殺されてしまうのではないかという危惧がインド政府にはあった。このため、インドが非同盟中立主義を維持する限り、同国への「安全の保証」提供のためには米ソが共同歩調をとることが必要不可欠であることが、この時期までに米政府内では共有される認識事項となったのである。

興味深いことにクリーブランドの国連決議案に対する四月二一日の統合参謀本部 (JCS: Joint Chiefs of Staff) の分析報告は、この方策が、中国との関係においてソ連を困難な立場に追い込み、結果として国際社会における中国の孤立化を図れる可能性があるという点を評価していた。⁽⁴⁴⁾しかし、クリーブランドの報告書自体は、むしろそのようなソ連の抱える中国関係の問題を、国連決議案実行のための障害としてみていた。クリーブランドの報告書には、国連総会ではなく安保理決議による方策も検討されていたが、ソ連が他の核兵器国と組して中国に対するような印象を与えかねない行動をとる可能性は低いという見解から、安保理決議よりも国連総会決議に力を入れるべきであると提言していた。⁽⁴⁵⁾JCSは結論として国連決議案に対して肯定的な評価を下していたが、その評価の視点は核不拡散政策を進める国務省のスタッフとは異なるものであった。このような認識のズレはあったが、国連決議案は非核保有国に対する「安全の保証」の有力な手段として政府内で受け入れられた。

一九六五年四月二二日の長官委員会会議で、国連総会の開会演説において、国連で非核保有国への安全の保証の議論を提案することが決定された。⁽⁴⁶⁾これを受けて、四月二六日の軍縮委員会の演説において、米国代表は、核不拡散政策に取り組む上で核兵器開発の放棄を宣言した国家に対する「安全の保証」という問題について検討するべきであると提起した。⁽⁴⁷⁾同じく五月四日には、インド代表が核兵器拡散への包括的な取り組みの一環として、非核保有国に対する核兵器の使用禁止、核兵器の脅しを受けた国家に対する「安全の保証」を呼びかけた。⁽⁴⁸⁾以降、非核保有国への「安

全の保証」問題は国連一八カ国委員会 (ENDC: Eighteen Nation Disarmament Committee) を中心に議論が進められることになる。

(三) アジア核共有構想

ここまでに見てきたような、インドの中立主義に配慮した「安全の保証」策が検討される一方、政府内では、全く異なるアプローチとして、インドへの核共有構想が検討されていた。これは、長官委員会においてラスク國務長官から提起された方策であり、当時欧州で検討されていた多角的核戦力 (MLF: Multilateral Force) のアジア版とも呼べる構想であった。この構想は、ギルパトリック委員会において欧州外核拡散問題を担当したガーツフ (Raymond L. Garthoff) を中心に、一九六五年四月までに極秘裏に報告書として取りまとめられ、その後トンプソンの依頼でJCSからの評価を受けた。

しかし、このアジア核共有構想の報告書は、同構想に関して基本的に現状では実現可能性の薄いものという考えの下で作成されていた。そもそも、報告書は米国の同盟国ではないインドに対して欧州で検討されていたMLFのような核共有制度は困難であると認識しており、提案自体も実際にインド国内に米軍の核兵器を配備するというような本格的な「核共有」ではなく、核兵器運用における中継地としてのインド空軍基地の使用といった有事の際の米印・インド軍の連携という「核支援体制」が想定されていた⁽⁴⁾。言うまでもなく、こうした核支援体制でさえ、インドが非同盟中立主義を維持する限りほぼ実現不可能な構想であった。言い換えれば、この構想は、あくまでインド政府が中国の核脅威の抑止と自国の非同盟中立主義を天秤にかけ、前者を取るという大きな決断を下した場合にのみ現実味を帯びる案だった。米政府内ではインドが非同盟中立主義を転換する見込みは薄く、また仮に実現したとしてもインドに対する米国の軍事的コミットメントを著しく強めることに対して疑問視する見方が強かった。このため、一九六五年

一〇月頃には、このアジア核支援体制構想も少なくとも近い将来において意味を持つものではないという認識に落ち着いたのである。⁽⁵⁰⁾

とはいえ、こうした議論が米政府内で検討されていたことは、中国に対する封じ込め戦略においてインドが果たす役割への期待が依然として存在したことの表れでもある。アジア核共有構想の検討を提案したラスクは、インドによる核兵器保有により中国の核脅威を抑止するという「選択的容認論」の構想にもっとも関心を持っていた一人である。⁽⁵¹⁾そこには、核不拡散政策の視点から中国の核脅威の心理的インパクトを抑えるという視点だけでなく、ベトナム戦争が深刻化していく中で、アジアにおける封じ込め戦略の協力国を求める狙いがあったと言えるだろう。

(四) NSAM三五五号

一九六六年一月、インドではシャストリ首相の病死によりインディラ・ガンディー (Indira Gandhi) が新首相に就任した。米政府内では三月に予定されるガンディー首相の訪米に備えて、インドに対する「安全の保証」の提案に関して再検討が行われ、ラスクからジョンソン大統領に首脳会談における方針についての提言が行われた。ラスクは、首相との会談においては、(一)核兵器開発を控え経済成長を優先するインドの政策に対して共感を示すこと、(二)核保有国が非核保有国の安全保障利益を保証するための何らかの措置を講じる必要性について賛同し、米ソ会談やジュネーブにおいてこの問題について議論を継続していること、そして、(三)中国による核兵器の脅威がインドに向けられた場合、米国はインドとの率直な対応策の協議を望むこと、の三点を伝えるに留めるべきであると提言していた。⁽⁵²⁾言い換えれば、この時点で米国はインド側に提案できる新しい「安全の保証」策のカードを持っていなかったのである。

一九六六年三月二九日、ジョンソン大統領はワシントンを訪れたガンディー首相との核拡散問題に関して意見を交わしたが、インド政府は英米共同保証をはじめとする西側単独での保証措置は有効ではないとすでに結論づけており、

また非同盟の姿勢も変更する意思はなかった。結果として、この首脳会談は「安全の保証」問題について具体的な進展をもたらすことができず、この問題に関してソ連の新しい動きを待つことになったのである。⁽⁵³⁾

だが、「安全の保証」をめぐる交渉が行き詰まる一方で、一九六六年五月に中国が三回目の核実験に成功したという報を受け、インドへの影響を憂慮した米政府内において、インドの核兵器開発への懸念は一層深刻なものとなった。六月九日のNSC会議において、ジョンソン大統領はインドが核兵器開発に踏み切る可能性を踏まえて、何らかの行動を早急にとる必要性があると述べた。⁽⁵⁴⁾ 会議後に、大統領はインドの核兵器問題への対応策を検討するNSAM三五一号を承認した。⁽⁵⁵⁾

一九六六年七月二五日にラスクからジョンソン大統領にNSAM三五一号に基づく報告書が提出された。この報告書は、インドの核兵器開発を防ぐための方策について包括的な分析を行っていた。その中で、特にインドの安全保障利益に関わる提言として、(一)インド側の要請に応じた中国の核開発に関する情報を共有する、(二)公式声明において中国の核脅威の誇張を避ける、(三)一九六五年の米国草案に沿った非核保有国への「安全の保証」の国連決議に関して中連と交渉を行うこと、そして(四)国連決議案の実現が難しい場合にはインドに対して非公式な「安全の保証」を提案すること、の四点が挙げられていた。⁽⁵⁶⁾ これらの提言は、八月一日のNSAM三五五号でジョンソン大統領の承認を受け、その実行に向けた取り組みが進められることになった。⁽⁵⁷⁾ これ以降、インドへの「安全の保証」をめぐる米政府の取り組みは、特にソ連との交渉に絞ったものとなっていく。

五 対ソNPT交渉におけるインドへの「安全の保証」の模索

(一) 米印関係の迷走とNPT

一九六六年一〇月三十一日、インド代表は国連演説において、米ソ超大国間のNPT交渉の進展を喜ばしいこととしつつも、現状のNPT草案は国連決議第二〇二八号において非同盟諸国が提唱した核保有国と非核保有国の間のバランスのとれた相互義務という点が十分に反映されているとは言い難いと批判した。⁽⁵⁸⁾ NPT交渉において、インドが引いたこのような「核保有国」と「非核保有国」の対立軸は、米印関係においても大きな溝となっていた。

核不拡散問題における対立だけでなく、この時期の米国とインドは、ベトナム戦争をめぐる不和も抱えていた。一九六六年頃から、インドは旧植民地諸国の指導国という立場から、米国によるベトナム戦争の拡大を激しく批判していた。ベトナム戦争をアジアにおける中国脅威の封じ込めの一環として位置づけていた米国にとって、中国に対する封じ込めの協力国として期待されていたインドからの批判は大きな打撃であった。ジョンソン大統領は、インドからの批判に対してとりわけ敏感な反応を示し、ベトナムにおける米国の行動に対する理解をインド側に求めたが、そうした試みが功を奏することはなかった。⁽⁵⁹⁾

このようなベトナム戦争をめぐる米印の不和は、特に戦争を主導する国防総省のインドへの「安全の保証」問題に対する姿勢にも少なからぬ影響を及ぼした。一九六七年一月四日にJCSからマクナマラへ送られた覚書は、「安全の保証」をめぐる政府内の検討に関して、JCSはインド政府側からの要請がない限り、一九六四年一〇月のジョンソン大統領による演説以上のコミットメントを提供すべきではないとしつつ、そうした抑制が「特定の米国の政策」(明らかにベトナム戦争を指す)に関するインド指導者達の反対の再考を促すかもしれないという見解を述べていた。⁽⁶⁰⁾

インド政府側は一九六七年以降、国連においてもインドが抱える核兵器に関する安全保障問題を強調する傾向を強めていた。⁽⁶¹⁾ 四月には首相秘書官のジャ（Joshi）がソ連、米国を歴訪し、「安全の保証」問題に関して両国と直接の議論を行う算段となった。特にインドは、米ソが同時に非核保有国への「安全の保証」についての声明を発表する案について検討を求めており、米政府側では事前に送付されたソ連の声明草案を吟味しつつ、この方策の余地について前向きに議論が行われた。⁽⁶²⁾

一九六七年四月、訪米したジャはマクナマラ国防長官と会談を行い、「安全の保証」問題に関する議論を行った。事前に米政府側に渡されていたソ連の提案した草案は、非核保有国への核の脅しや攻撃が発生した場合に、安全保障理事会を介して迅速な対応と取るという内容であり、国連憲章第五条に基づく行為であることを強調していた。マクナマラは米政府がソ連との同時声明案を歓迎することを伝えた。しかし、会談はNPTをめぐる非核保有国と核保有国の間の相互義務の面での対立をみせた。特に、核保有国の軍縮義務を訴えるインド側に対して、マクナマラは米ソによる軍拡競争への一定の制約の必要性を認めつつも、合理的ポイントを超えた軍縮は、非核保有国に対する「安全の保証」の信頼性の基礎となる米軍の軍事力を弱体化させることにつながると答えた。しかし、インド側は核保有国の軍縮義務に関する条項が不十分な現状のNPT草案では、たとえ中国が参加したとしてもさらなる中国の核開発を規制することはできず、インドの安全保障問題は継続するとみていた。インド側はソ連が中国の核実験強行に対して動きを見せたことを歓迎しつつも、米ソによる「安全の保証」について、依然として十分な信頼を抱けずにいた。⁽⁶³⁾

(二) NPT交渉下の「安全の保証」問題

インドとの関係が迷走する一方、米ソ間でのNPT交渉は順調な進展を見せていた。一九六七年夏ごろまでに、米ソ間のNPT交渉は、欧州におけるNATOの核兵器共有問題をめぐる対立をほぼ解消することに成功した。⁽⁶⁴⁾ しかし、

どのようにしてインドをはじめとする非核保有国への「安全の保証」を提供するのかという点について、米ソ両国の間では依然として合意が成立していなかった。先述のように、米国が国連決議を介した非核保有国への「安全の保証」を模索していたのに対して、一九六六年二月一日、ソ連代表は国連において非核保有国に対する核兵器使用の禁止を提案していた。これは、NPTに加盟した非核保有国に対する核兵器を用いた攻撃や脅しを禁止するという条項を条約内に盛り込むという提案だった。⁽⁶⁵⁾この提案は各国からの強い支持を受け、一月一七日の核兵器の不拡散に関する国連総会決議第二一五三号において、「核不拡散条約締結国に対する核兵器の不使用」の呼びかけが行われた。⁽⁶⁶⁾

しかし、米国はこのようなソ連による非核保有国への核兵器使用禁止案は、欧州における核抑止と通常戦力バランスに対して一石を投じる狙いがあると考えていた。ソ連の提案は、保護の対象となる非核保有国を「その領土内に核兵器を持たない」という注釈付きのものに限定していた。米政府側はこれが明らかに米国の核兵器が配備されているNATO同盟国を標的とするものであるとみていた。ソ連との協調を模索しつつも冷戦対立における欧州の安全保障は米国にとって最も重要な問題の一つであり、NPT締結という目標実現のためであっても容易には譲れない問題だったのである。一方で、ソ連側もこの問題を早急に議論する意思はなく、また、米国の国連決議案についても前向きな姿勢をみせていた。したがって、この問題については、NPTの条文内容に関しておおむねの合意が成立した後で再び議論することとなったのである。⁽⁶⁷⁾

一九六七年春頃から、先述のようなインド側からの働きかけもあり、また、六月七日に中国が初の水爆実験に成功したこともあり、米ソ間でインドへの「安全の保証」問題を議論する要請が強まった。そこで、六月二三日のワシントンでの米ソ外相会談において、インドをはじめとする非核保有国への「安全の保証」問題が再び議論された。会談において、ラスクとグロムイコ (Andrei Gromyko) はともにインドがNPT加盟を決める上での「安全の保証」の重要性に関して合意した。ラスクは、四月のジャ訪問時に提案された米ソ同時声明案を念頭に置きつつ、米国の条約批

准には上院の三分の二の多数決が必要となる関係上、国内において議論も多い「安全の保証」問題については、NPTの条約内ではなく、安全保障理事会決議として取り扱うことがもつとも望ましいと述べた。グロムイコは、この「保証」はNPTの条約と関係を持たせて取り扱うべきであるとしつつ、その形式については柔軟に対応すると応答して、核兵器使用禁止案にはこだわらない姿勢を示した。⁽⁶⁸⁾

四日後の六月二十七日、ニューヨークにおいて再びラスクはグロムイコと「安全の保証」問題に関して議論した。会談において、ラスクは非核保有国の安全に関して米国による現状以上のコミットメントが発生しないことを重視する姿勢をとった。米ソ共同または単独での声明発表等の安保理決議案以外の可能性について示唆するグロムイコに対して、ラスクは、個人的な見解という注釈を置きつつ、非核保有国への「安全の保証」が究極的には軍事行動と結びつくこと、そしてインドの主要な懸念対象がソ連の同盟国である中国である以上、問題は米ソ間の衝突にまで発展しうる点を指摘した。その上で、ラスクは「私自身は、インドのNPT調印のためにソ連と核戦争を起こしたいとは思わない。これはそういった類の問題なので、極めて慎重に検討しなければならない」と述べた。ソ連側も安保理決議案に関して反対する理由はなく、主要な問題はインドの信頼性を十分に得ることができるといふ点に置かれた。⁽⁶⁹⁾

このようにして、安保理決議案に関する米ソ間の議論が進む中、一九六七年八月二二日、グロムイコ外相は、米ソ合意のNPT草案提出に合わせて、独立した条約というかたちで核兵器使用禁止案を国連において再提起した。とはいえ、この条約案は一年前のソ連案とは違いNPTと直接結びついたものではなく、非核保有国を対象とするものに留まらない核兵器の包括的な使用禁止を呼びかけたものであり、その意味で、冷戦初期からソ連が定期的に提唱してきた核兵器禁止提案とほぼ変わらない、実現可能性の低いものであった。⁽⁷⁰⁾すでにNPT草案自体に関して米ソはおおむね合意に至っており、条約の締結を急ぐべきことは両国の承知するところであった。したがって、米政府内ではこの条約案をソ連のプロパガンダ策の一つとみていた。しかし、二四日のENDC会議における演説において、ソ連が

一年前のNPT内における核兵器使用禁止条項に関して言及しながら非核保有国への「安全の保証」についての検討を主張したこともあり、この独立した核兵器使用禁止案についてもNPT交渉の中で対処することになったのである。⁽⁷¹⁾

一月二日に駐米ソ連大使ドブリーニン (Anatoly Dobrynin) と会談を行ったフォスターは、ソ連の核兵器使用禁止案について、国連総会において速やかにNPTへの承認を得るために、現時点でこの問題を棚上げすることを要請した。核不拡散問題が来年のENDC会議にまで持ち越されれば、一九六八年春の非核保有国会議でNPTに対して新たな問題が提起される可能性があるとしてフォスターは考えていた。ドブリーニンからインドやブラジルがNPTに参加する見込みはどの程度かと訊ねられたフォスターは、米ソ間で議論している「安全の保証」策がインド参加の可能性を上げるだろうと答えた。ドブリーニンは核兵器使用禁止案の棚上げについて明言することはなかったが、NPT締結が優先すべき課題であることには同意を示した。⁽⁷²⁾

「安全の保証」に関する安保理決議案の議論は、主としてENDCの共同議長を務めるフォスターとロシュチン (Alexey Roshchin) の間でNPT草案の調整と合わせて進められた。すでに米ソ両国は基本的な文言に関しては合意しており、安保理決議案の文言についても大きな食い違いは起きなかった。決議案は、(一)国連憲章に基づく現状の安保理常任理事国の役割を再強調するかたちで核の脅威に晒された非核保有国に対して「安全の保証」を行うこと、(二)米ソ共に一般的な非核保有国に対して現状明言している以上のコミットメントを増やすことはしないこと、そして、(三)この「安全の保証」決議はNPTに参加する非核保有国の懸念に応えるというかたちで行うことが、両国の間で合意された。また、ENDCへの決議案の草案提出に合わせて、米英ソ三カ国がこの決議案において安保理常任理事国に求められる義務と責任を果たすことを声明として発表することも決定された。ソ連の提案していた非核保有国への核兵器の不使用宣言については、米国側からも妥協案としての文言が提案されたが、最終的にENDCへ提出する決議案には含まないことが合意された。⁽⁷³⁾

以上のような議論を経て、米ソ間では安保理決議を通して非核保有国の「安全の保証」を図ることおよびその決議文の内容に關しておおむねの合意が成立した。この合意に基づき翌一九六八年三月七日に、英国を加えた三カ国により非核保有国への「安全の保証」を安保理決議として採択する提案がE.N.D.C.に対して提出された。⁽⁷⁾この決議案は、最終的にN.P.T.調印を目前に控えた一九六八年六月一九日に、安保理決議第二五五号として採択されたのである。⁽⁸⁾

(三) 安保理決議第二五五号とその限界

米ソ核兵器大国の合意に基づいて採択された安保理決議第二五五号であったが、インドを含む多くの非核保有国はこれを十分な保証とは受け止めなかった。これらの国は、このような非核保有国への「安全の保証」はN.P.T.の条文内に組み込むべきであるという主張を変えなかったのである。しかし、すでに見てきたように、N.P.T.締結を最優先の急務と考える米ソは、「安全の保証」の議論が現状の核兵器体制に対して様々な問題を提起しかねないと考えており、N.P.T.の条文内にそうした文言を組み込むことはN.P.T.の締結自体を遅らせる要因になると考えていた。加えて、条約批准のために上院の承認を必要とする米国にとっては、非同盟国を含む非核保有国への「安全の保証」に関する文言をN.P.T.に加えた場合、議会における円滑な承認の深刻な妨げになる可能性もあったのである。このような理由から、安保理決議を介してその文言内においてN.P.T.との関係性に言及しつつ、非核保有国への「安全の保証」を行うというのが、国内外の状況から米国が取り得る最大限の措置であった。

米政府内ではインドのN.P.T.参加に關して希望的な観測を述べる声もあったが、一九六八年春までに、インド政府は現状のN.P.T.と非核保有国への「安全の保証」措置の構想を受け入れることはできないという姿勢を明らかにしていた。インド国内にはN.P.T.の内容が非核保有国への十分な配慮に欠けたものであるという点から、核兵器開発の選択肢を放棄すべきではないという声が強く、N.P.T.への調印はガンディー首相にとって「政治的な自殺行為に等し

い」とまで見られていた。⁽⁷⁶⁾

一九六八年五月一四日のENDC演説において、インドは、現状のNPT草案への批判を展開し、NPTへの不参加を表明した。⁽⁷⁷⁾六月一九日、NPTの国連総会における合意に合わせて、安保理決議第二五五号が採択されたが、インドは非常任理事国としてこの決議を棄権した。安保理決議第二五五号は、インドへの「安全の保証」を出発点として米国により提起されたにもかかわらず、皮肉にもそのインド自身から拒絶される結果に終わったのである。⁽⁷⁸⁾

六 おわりに

本稿で見てきたように、インドの核兵器開発問題に直面した米国にとって、核の脅威に対して信頼性のある「安全の保証」をインド政府に提供するという問題は、核不拡散政策を進める上での大きな難問となった。米政府内では「安全の保証」の方策について多角的な検討が行われていたが、それらは核拡散政策という枠では括ることのできない要素に影響を受けることになった。その最たるものが、中国の封じ込めという米政府の追求する異なる戦略目標である。アジア冷戦において深刻化する中国の脅威を封じ込めようとする米政府の狙いは、本稿で論じたインド核武装やアジア核共有構想、あるいは「安全の保証」措置を介したインドの対ベトナム戦争姿勢への影響行使といった方策の検討に少なからぬ影響を及ぼした。また、東西冷戦の同盟構造も、非同盟中立主義であるインドに対する米国の「安全の保証」政策を大きく制約した。インドの非同盟中立主義は、冷戦対立への反動という意味で逆説的な「冷戦の副産物」であったが、東西両陣営に属さない国家であるインドと向き合った時、正式な同盟関係を介さずに米国がインドからの信頼を獲得することは極めて困難な問題であった。⁽⁷⁹⁾

一九六八年六月の安保理決議第二五五号は、核不拡散政策の枠に留まらない様々な制約下において米政府がインド

をはじめとする非同盟諸国に提供しうる「安心の保証」の限界であったが、それは同時に競合する政策間の優先順位
の決定の帰結でもあった。ギルパトリック委員会報告をめぐる政府内の紛糾が示すように、核不拡散政策は少なくとも
もジョンソン政権下において絶対の優先課題となったわけではなかった。NPT締結という核不拡散政策内の目標は
もちろん、アジア冷戦における封じ込め政策や同盟政策といった異なる政策領域における目標とのバランスの中で、
インド核兵器問題における「安心の保証」の政策議論は展開された。その意味で、インドのNPT参加拒否は、米国
による核不拡散政策における「失敗」ではあったが、冷戦政策を中心とする米国の総合的な政策決定における「選
択」の帰結でもあったのである。

- (1) 「安全の保証 (security assurance)」は、米政府内の政策検討や国連での議論において様々な表現によって言及されており、
統一的な呼称は必ずしも存在しない。本稿では、議論の錯綜を防ぐために、「安全の保証」という言葉を基本的に用いる。
- (2) (1)に列挙するものはあくまで一例だが、Andrew B. Kennedy, "India's Nuclear Odyssey: Implicit Umbrellas, Diplomatic Disap-
pointments, and the Bomb," *International Security* 36, no. 2 (Fall 2011): 120-53 の脚注等を参照。
- (3) NPT成立過程におけるインド核兵器問題を扱った主要な研究としては以下を参照。新垣拓『シモンソン政権における核
不拡散政策の変容と進展』(「ネルヴァ」書房、二〇一六年)。Jayita Sarkar, "The Making of a Non-Aligned Nuclear Power:
India's Proliferation Drift, 1964-8," *International History Review* 37, no. 5 (2015): 933-50. Dane Swango, "The United States
and the Role of Nuclear Co-operation and Assistance in the Design of the Non-Proliferation Treaty," *International History
Review* 36, no. 2 (2014): 210-29. Roland Popp, "Introduction: Global Order, Cooperation between the Superpowers, and
Alliance Politics in the Making of the Nuclear Non-Proliferation Regime," *International History Review* 36, no. 2 (2014): 195-
209. Hal Brands, "Non-Proliferation and the Dynamics of the Middle Cold War: The Superpowers, the MLF, and the NPT,"
Cold War History 7, no. 3, (August 2007): 389-423. George Perkovich, *India's Nuclear Bomb: The Impact on Global
Proliferation* (CA: University of California Press, 1999).
- (4) Francis J. Gavin, "Strategies of Inhibition: U. S. Grand Strategy, the Nuclear Revolution, and Nonproliferation,"

International Security 40, no. 1 (Summer 2015): 9-46.

- (5) Petkovich, *India's Nuclear Bomb*, 13-59.
- (6) ケネディ政権発足時の南アジア政策の状況について Editorial Note, undated, *FRUS*, 1961-1963, Vol. XIX (Washington D. C.: USGPO, 1996), 1-2 を参照。
- (7) Memo from McGhee to Rusk, (13 Sep. 1961), Chron 195961 (TS), Box 11, PPS Chron File, 1947-62, RG 59, United States National Archives (USNA).
- (8) Memo from Rusk to Battle, 7 Oct. 1961, *FRUS*, 1961-1963, Vol. XII (Washington D. C.: USGPO, 1995), 194.
- (9) Draft Paper Prepared by Policy Planning Council (PPC), 26 Oct. 1961, *FRUS*, 1961-1963, Vol. XXII (Washington D. C.: USGPO, 1996), 162-7.
- (10) Letter from Galbraith to Kennedy, 13 Nov. 1962, *FRUS*, 1961-1963, Vol. XIX, 380-4.
- (11) Editorial Note, 14 Nov. 1962, *FRUS*, 1961-1963, Vol. XIX, 384.
- (12) Report of the Harriman Mission (30 Nov. 1962), India 1962, PPC Country Files, Box 38, RG 59, USNA.
- (13) 一九六〇年代前半に米国がネルー首相に核爆弾の開発支援を申し出たとする話もあるが、その典拠は明確でない。『読売新聞』(一九六五年一月二二日)。
新聞(一九六三年七月二四日)。
- (14) 『読売新聞』(一九六三年七月二四日)。
- (15) Rudra Chaudhuri, "Why Culture Matters: Revisiting the Sino-Indian Border War of 1962," *Journal of Strategic Studies* 32, no. 6 (2009): 865.
- (16) 例として William Burr and Jeffrey T. Richelson, "Whether to 'Strangle the Baby in the Cradle': The United States and the Chinese Nuclear Program, 1960-64," *International Security* 25, no. 3 (Winter 2000/01): 54-99 を参照。
- (17) Memo from Denny to Rusk, 24 Feb. 1964, *FRUS*, 1964-1968, Vol. XXV (Washington D. C.: USGPO, 2000), 43-4.
- (18) 一連の決定について Notes of Meeting, 16 Jun. 1964, *FRUS*, 1964-1968, Vol. XI (Washington D. C.: USGPO, 1997), 72-4; U. S. Position Paper, "Non-Proliferation of Nuclear Weapons," (23 July 1964), Committee on Principals (CoP) 1964 Jul.-Jan., Box 2, Records Relating to the CoP 1964-66, RG 59, USNA を参照。エンソントン委員会の概要については Editorial Note, undated, *FRUS*, 1964-1968, Vol. XI, 110-1 を参照。

- (19) Notes of Meeting, 16 Jun. 1964, *FRUS*, 1964-1968, Vol. XI, 72-4.
- (20) Memo from Foster to the Members of the CoP, "Indian Nuclear Problem: Proposed Course of Action," (14 Oct. 1964), DEF 14-B 1964 18-10 Non-Proliferation India, Box 10, Records Relating to Disarmament and Arms Control, 1961-1966, RG 59, USNA.
- (21) *Ibid.*
- (22) Statement by the President on the First Chinese Nuclear Device, 16 Oct. 1964, *Public Papers of the Presidents of the United States (PPUS)*: *Lyndon B. Johnson, 1963-1964, Book 2* (Washington D. C.: USGPO, 1965), 1357-8.
- (23) *Ibid.*, 1377-80.
- (24) Cable from Embassy in India to Department of State, 29 Oct. 1964, NFP01031, Digital National Security Archive (DNSA).
- (25) Telegram from Embassy in India to Department of State, 31 Dec. 1964, *FRUS*, 1964-1968, Vol. XXV, 176-7. Telegram from Embassy in India to Department of State, 30 Dec. 1964, India, Box 6, Committee File - Committee on Nuclear Proliferation, NSF, Lyndon B. Johnson Presidential Library (LBJL).
- (26) 兼重あつたインム高官の空前母機密扱ふ云々(1964)° Telegram from Embassy in India to Department of State, 7 Dec. 1964, India, Box 6, Committee File - Committee on Nuclear Proliferation, NSF, LBJL.
- (27) NSAM 320, (25 Nov. 1964), Non-Proliferation - Gilpatric Committee 1964, Box 11, Records Relating to Disarmament and Arms Control, 1961-1966, RG 59, USNA.
- (28) 新垣『シモンソン政権における核不拡散政策の変容と進展』(八九—一一四)一五七—一六一頁。
- (29) Memcon, 7 Jan. 1965, *FRUS*, 1964-1968, Vol. XI, 154-62.
- (30) Dean Rusk, *As I Saw It* (NY: W. W. Norton, 1991), 286.
- (31) Memcon, 7 Jan. 1965, *FRUS*, 1964-1968, Vol. XI, 154-62.
- (32) A Report to the President by the Committee on Nuclear Proliferation (21 Jan. 1965), Gilpatric Committee 1964, Box 11, Records Relating to Disarmament and Arms Control, 1961-1966, RG 59, USNA.
- (33) *Stemming the Tide: Arms Control in the Johnson Years* (MT: Lexington Books, 1971), 143-9.
- (34) Minutes of Discussion, Third Meeting of Gilpatric Committee, (19 Jan. 1965), Minutes of Meeting, Box 9, Committee File -

Committee on Nuclear Proliferation, NSF, LBJL.

- (35) Memcon, 3 Nov. 1964, *FRUS*, 1964-1968, Vol. XXV, 43-4.
- (36) Memo from Thompson to CoP Members, "Possible Assurances for India," (25 Feb. 1965), DEF 18-10 Assurances (India & General) (14-H) 1966, Box 11, Records Relating to Disarmament and Arms Control, RG 59, USNA.
- (37) *Ibid.*
- (38) Memo from Rostow to Thompson, (9 Feb. 1965), DEF 18-10, Box 11, Records Relating to Disarmament and Arms Control, RG 59, USNA.
- (39) Telegram from Rusk to Harriman, (27 Feb. 1965), Doc. 7, Electronic Briefing Book (EBB) No. 6, National Security Archive (NSA).
- (40) Telegram from Embassy in India to Department of State, 5 Mar. 1965, *FRUS*, 1964-1968, Vol. XXV, 193-6.
- (41) Telegram from Department of State to Rusk, 6 Apr. 1965, *FRUS*, 1964-1968, Vol. XXV, 211-2.
- (42) Memo from Cleveland to Thompson, "A General Assembly Resolution to Provide Assurances to the Non-Nuclear Countries," (7 Apr. 1965), DEF 14-A, Box 9, Records Relating to Disarmament and Arms Control, 1961-1966, RG 59, USNA.
- (43) 一九六一年の中印国境紛争の際には、直接の関与はなかったが、直接交渉したメンバーの戦闘機売却や延期や中止処置があった。Vojtech Masny, "The Soviet Union's Partnership with India," *Journal of Cold War Studies* 12, no. 3 (Summer 2010): 61-2.
- (44) JCSM-297-65, (21 Apr. 1965), DEF 14-A, Box 9, Records Relating to Disarmament and Arms Control, 1961-1966, RG 59, USNA.
- (45) Memo from Cleveland to Thompson, "A General Assembly Resolution to Provide Assurances to the Non-Nuclear Countries," (7 Apr. 1965).
- (46) Memo from Fisher to Deputies to CoP, "Statements for the U. S. Opening Speech at the UNDC," (22 Apr. 1965), CoP Jan.-May 1965, Box 1, Records Relating to the CoP, RG 59, USNA.
- (47) Statement by Amb. Stevenson, (26 Apr. 1965), *Documents on Disarmament (DoD)* 1965 (Washington D. C.: USGPO, 1966), 59-77.

- (48) Statement by Indian Representative, (4 May 1965), *DoD* 1965, 142-151.
- (49) Memo from Thompson to Rusk, (21 Apr. 1965), Nuclear Weapon (2), Box 26, RG 59, USNA.
- (50) Memo from Thompson to CoP Members, "The Indian Nuclear Problem: Recent Changes and Effect on US Policy," (29 Oct. 1965), CoP Jun.-Dec. 1965, Box 1, Records Relating to the CoP, 1964-66, RG 59, USNA.
- (51) 新垣『シモンソン政権における核不拡散政策の変容と進展』一六六一―一七七頁。
- (52) Memo for the President, "Possible Assurances and Nuclear Support Arrangements for India," (16 Mar 1966), DEF 18-10, Box 11, Records Relating to Disarmament and Arms Control, 1961-1966, RG 59, USNA.
- (53) Memcon, 29 Mar 1966, *FRUS*, 1964-1968, Vol. XXV, 598-603.
- (54) Memo for the Files, 9 June 1966, *FRUS*, 1964-1968, Vol. XXV, 330-332.
- (55) NSAM 351, 10 June 1966, *FRUS*, 1964-1968, Vol. XXV, 673.
- (56) Memo from Rusk to the President, 25 July 1966, *FRUS*, 1964-1968, Vol. XXV, 702. Report for the President (draft), "In Response to NSAM No. 351: Indian Nuclear Weapons Problem," undated, DEF 14-B, Box 10, Records Relating to the CoP 1964-66, RG 59, USNA.
- (57) NSAM 355, 1 Aug. 1966, *FRUS*, 1964-1968, Vol. XXV, 709-10.
- (58) Statement by the Indian Representative, 31 Oct. 1966, *DoD* 1966, pp. 676-684.
- (59) Editorial Note, undated, *FRUS*, 1964-1968, Vol. XXV, 659-2. 他方、ベトナム側は一九六五年の印支戦争における米国の対応について「冷戦の幕の巻」を著した。Robert J. McMahon, *Cold War on the Periphery: The United States, India, and Pakistan* (NY: Columbia University Press, 1994), 305-36.
- (60) Memo for McNamara, (4 Jan. 1967), Doc. 13, EBB No. 6, NSA.
- (61) Statement by Indian Representative, 27 Mar. 1967, *DoD* 1967, 177-8.
- (62) Memcon, (18 Apr 1967), Doc. 15, EBB No. 6, NSA.
- (63) Ibid.
- (64) 新垣『シモンソン政権における核不拡散政策の変容と進展』二五八頁。
- (65) Message from Kosygin, 1 Feb. 1966, *DoD* 1966, 9-13.

- (66) Seaborg, *Stemming the Tide*, 372; General Assembly Resolution 2153, 17 Nov. 1966, *DoD* 1966, 748-50.
- (67) Telegram from Department of State to Embassy in Korea, 31 Oct. 1966, *FRUS*, 1964-1968, Vol. XI, 398-400; Seaborg, *Stemming the Tide*, 372.
- (68) Memcon, (23 June 1967), Doc. 16, EBB No. 6, NSA.
- (69) Memcon, (27 June 1967), Gromyko, Box 7, Spurgeon Keeny, NSF, LBJL.
- (70) Intelligence Note by Hughes, (28 Sep. 1967), Gromyko, Box 7, Spurgeon Keeny, NSF, LBJL.
- (71) Statement by Soviet Representative, 24 Aug. 1967, *DoD* 1967, 347-52.
- (72) Memcon, 2 Nov. 1967, *FRUS*, 1964-1968, Vol. XI, 520-2.
- (73) Telegram from Geneva to Department of State, 15 Dec. 1967, *FRUS*, 1964-1968, Vol. XI, 223-5.
- (74) Seaborg, *Stemming the Tide*, 173; Statement by ACDA Director Foster, 7 Mar. 1968, *DoD* 1968, 156-8.
- (75) "United Nations Security Council Resolution No. 255," Resolutions adopted by the United Nations Security Council since 1946, <http://www.un.org/en/sc/documents/resolutions/> (accessed on 12 Aug. 2017).
- (76) Telegram from Embassy in India to Department of State, Doc. 17, EBB No. 6, NSA.
- (77) Statement by the Indian Representative, 14 May 1968, *DoD* 1968, 325-336.
- (78) 『読売新聞』(一九六八年六月二十三日)。
- (79) Lorenz Luthi, "The Non-Aligned Movement and the Cold War, 1961-1973," *Journal of Cold War Studies* 18, no. 4 (Fall 2016): 98-147.

坂本 正樹 (さかもと まさき)

所屬・現職 慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程

最終学歴 慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程

専攻領域 アメリカ外交史、国際関係史、国際政治学

主要著作 「ケネディ政権の核不拡散政策と核実験禁止交渉、一九六一—一九六三年」

『法学政治学論究』第一一二号 (二〇一七年)